

新型コロナウイルス感染症の対応状況（児童福祉関連）について

1 これまでの経過

時期	国の対応	県の対応
1月下旬～	感染症対策等に関する事務連絡の発出（随時）	関係機関（市町村，児童福祉施設等）へ国事務連絡等の周知・注意喚起（随時）
2/28	「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発出（文部科学省）	「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出
2/29		県内で初の感染者が確認（7月15日現在の県内感染者数：112名）
3月～		児童福祉施設等への衛生用品（マスク・消毒液）の供給に向けての調整等（随時）
4/7	国対策本部において，7都府県を対象に法律に基づく緊急事態を宣言（期間：4/7～5/6）	
4/11		「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出
4/13		「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出
4/16	緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大	
4/21		<u>保育所・放課後児童クラブ等の対応について，利用自粛の協力等を求める知事メッセージ公表</u> <u>「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」「緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について」発出</u>
5/4	緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長	
5/7		「緊急事態宣言の期間延長に伴う保育所・放課後児童クラブの対応について」発出
5/14	緊急事態措置を実施すべき区域の変更	

放課後児童クラブ，保育所等については，緊急事態宣言下にあっても，保護者が仕事を休むことが困難な子どもの居場所確保のため，感染防止対策を講じた上で，業務を継続。

2 新型コロナウイルス感染症対策の主な事業

- ・ 児童福祉施設に衛生資材（マスク・消毒液等）の購入経費等を補助または県で一括購入して配布
- ・ 小学校の臨時休業に伴い、開所時間を延長した放課後児童クラブに対して運営費のかかり増し分を補助
- ・ 認可外保育施設に対する利用料減免分の補助
- ・ 児童福祉施設の職員が新型コロナウイルスに感染するなどして出勤困難となった場合に、他施設からの職員派遣を支援する経費を補助
- ・ 児童養護施設に対して、感染対策のための施設の改修費を補助
- ・ 活動を休止していた子ども食堂の再開のための衛生資材の購入経費や、通常の活動に代えて食料配布・宅配等を行う場合の経費を補助
- ・ ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給
- ・ 妊産婦の相談窓口の設置、分娩前にウイルス検査を受ける際の費用を補助